

第66回箕輪町町内一周駅伝大会 実施要項

- 1 趣 旨 町民の体力向上を目指し、スポーツを通じて健康な心身の育成を図り、町民相互の親睦を深める。
- 2 主 催 箕輪町公民館
- 3 共 催 箕輪町、箕輪町教育委員会
- 4 主 管 大会実行委員会【箕輪町各分館・箕輪町陸上部・箕輪町スポーツ推進委員会】
- 5 協 力 伊那警察署、箕輪町交番、箕輪町交通安全協会
- 6 後 援 みのわ新聞社、信濃毎日新聞社、長野日報社、伊那ケーブルテレビジョン
- 7 期 日 令和7年9月23日(火・秋分の日) 雨天決行
※中止の可能性のある場合は、当日の実行委員会で協議、判断し決定する。

大会中止基準(中止の日安)※災害時の大会中止に関するガイドラインによる
 - ① 本町に特別警報、熱中症特別警戒アラートが発令されたとき。または発令が予想され実施が困難なとき。なお、警報(大雨、暴風、洪水)、熱中症警戒アラートが発令された場合はその状況を踏まえ、協議、判断する。
 - ② 本町に直接に影響する地震が大会前、あるいは当日に発生し被害が発生したとき。
 - ③ 上記①の特別警報または警報が発令されていない場合でも、コースが浸水・崩壊等の被害が出ているとき。
 - ④ 本町に災害が発生し、避難勧告、避難指示等が出されているとき。
 - ⑤ 大会当日、重大事故発生(参加者や関係者の生命にかかわる事故(交通事故等)、落雷、竜巻等)が発生した場合は大会長判断により、大会中でも中止とすることもある。
 - ⑥ 感染症流行時、厚生労働大臣よりフェーズ5の宣言が行われ、町内での感染拡大の進行が懸念されるとき。
- 8 スタートゴール (1) 町内一周コースのスタートは八十二銀行南町道6号線上 午前8時50分一斉スタート
スターターは、名誉大会長が行う。
第1区出場選手は、開会式終了後選手コールまでにアップを済ませて、8時30分からの選手コールまでに再び八十二銀行西駐車場に集合すること。
(2) ゴールは、箕輪町役場南側駐車場 11時00分頃最終チームゴール(予定)
(3) 今大会は短縮コースを設ける。短縮コースの詳細は別に定める。^{※1}
- 9 開会式 簡素な開会式を八十二銀行西駐車場にて、**午前7時50分**から行うので、各チームは、**7時40分**までに八十二銀行西駐車場に集合する。本大会の選手宣誓は木下地区館とする。
※参加者は1区選手、付添者、ならびに監督者にとどめたい。
- 10 表彰・閉会式 集計作業終了後、文化センター ホールで行う。(最終ランナーゴール後概ね30分後を予定)
- 11 参加資格参加賞 (1) 小学4年生以上の町民及び浜松市庄内地区住民及び愛知県幸田町の町民で、在住分館チーム、庄内協働センターチーム、幸田町チームに所属し参加すること。
(箕輪町内に住所があることが確認できること。但し、学生に限り住所を移している場合でも、親の在住分館から出場できることとする)
(2) 過去に在住した地区である場合は、現在の在住地区の分館以外から出場できる。
(3) 参加賞(記念品)を選手(補欠含む)全員に授与する。

- 12 チーム編成 (1) 1チームの編成は、監督1人、選手13人以内、補欠4人以内とする。ただし、1チームのみ出場の分館は補欠を6人まで認める。
 (2) 複数チーム参加する分館の補欠選手の起用は共有できる。
 (3) 1分館でチーム編成が困難な分館は、他分館と混成チームを編成して出場することができる。混成チームの詳細は別に定める。^{※2}
- 13 申込期日 (1) チーム数・永年出場者関係・参加賞関係・車両許可証の申し込みを、第2回実行委員会で配付する様式①にて9月9日(火)までに申し込むこと。
 (2) メンバー登録は、別紙様式を9月9日(火)までに文化スポーツ課へ提出する。
- 14 第2回実行委員会 8月19日(火)午後7時から地域交流センター研修室A・Bで行うので時間正確に集合すること。
- 15 保険等 (1) 大会当日は公民館総合保険で対応する。
 (2) 各分館での練習は、各分館で対応のこと。
- 16 当日受付 (1) 大会当日の受付は、午前6時15分から6時45分の間に文化センターで行う。
 実行委員会 (2) 午前7時00分から文化センター和室で実行委員会を行うので、各分館実行委員1名は、時間厳守で出席すること。
- 17 コース
 及び中継所

表1 駅伝コースと中継所の概要

区	発 点	経 路	中 継 点 (ゴール)	第65回大会 区間距離	第65回大会 中継所通過時刻
1区	八十二銀行南 8:50スタート	町道6号⇒国道153号⇒町道8号⇒ 町道917号⇒13号⇒県道横断⇒	南小学校 南東	2,985 m	8時 59分 19秒 9時 5分 8秒
2区	南小学校 南東	町道13号⇒12号⇒61号	番場原第2 グラウンド東	2,845 m	9時 9分 38秒 9時 24分 10秒
3区	番場原第2 グラウンド東	町道61号⇒東県道⇒ 町道60号	長岡中部 バス停前	2,430 m	9時 18分 54秒 9時 35分 27秒
4区	長岡中部 バス停前	町道60号⇒795号⇒県道 ⇒町道121号⇒11号	南小河内生活 改善センター西	1,460 m	9時 23分 33秒 9時 41分 32秒
5区 小学生	南小河内生活 改善センター西	町道11号	北小河内中村 集会所西	1,310 m	9時 27分 45秒 9時 47分 9秒
6区	北小河内中村 集会所西	町道11号⇒東県道横断⇒ 堤防道路⇒東県道⇒町道2号	第1分団 沢屯所南	1,770 m	9時 33分 47秒 9時 55分 50秒
7区 女性・小学生	第1分団 沢屯所南	町道2号⇒118号⇒145号⇒51号 国道153号横断⇒町道171号	大出コミュニ ティセンター北	1,320 m	9時 39分 10秒 10時 3分 13秒
8区	大出コミュニ ティセンター北	町道171号⇒3号⇒240号 ⇒西県道	下古田公民館 南	2,400 m	9時 48分 2秒 10時 8分 38秒
9区	下古田公民館 南	西県道⇒町道471号	上古田集会所 東	1,850 m	9時 55分 18秒 10時 18分 38秒
10区	上古田集会所 東	町道58号⇒西県道	富田公民館 北	1,820 m	10時 1分 49秒 10時 28分 31秒
11区 女性・小学生	富田公民館 北	西県道⇒町道8号	中曽根公民館 東	1,670 m	10時 7分 31秒 10時 36分 9秒
12区	中曽根公民館 東	町道628号⇒55号⇒627号 ⇒625⇒377号	中原公民館 南	2,260 m	10時 14分 31秒 10時 47分 10秒
13区	中原公民館 南	町道377号⇒437号⇒431号⇒ 町道6号⇒県道横断⇒町道6号	箕輪町役場 正面玄関ゴール	2,505 m	10時 21分 59秒 10時 58分 48秒
コース総延長				26,625 m	
ゴール地点での1位と最下位のタイム差					37分 11秒

注：区間距離は実測したもの。コース総延長は前回大会と同様。

注：第65回中継所通過時刻は参考のため掲載した。

- 18 表彰
- (1) 優勝チームには優勝旗、杯、賞状を授与する。
 - (2) 入賞を8位までとし、2位から8位のチームには賞状及び杯を授与する。
 - (3) 優勝チームには、浜松市 市長賞を授与する
 - (4) 短縮コース出場チームが2チーム以上となった場合は、1位のチームに賞状及び杯を授与する。
 - (5) 個人賞は、区間1位から3位に賞状を授与する。
 - (6) 別紙「区間記録表」の区間タイムを更新した場合は、区間新記録と認定する。
 - (7) 浜松市庄内地区・愛知県幸田町の順位取り扱いは、チーム、個人とも箕輪町内分館と同様とする。
 - (8) 永年出場者表彰は、第65回大会までに出走し、回数に達した選手が対象である。表彰式の折に最も出場の多い表彰者のみ賞状を授与する。(他の該当者は各分館に名簿を配布し対応)
- 19 競技方法
- (1) 本大会は、令和7年度日本陸上競技連盟駅伝競技規則並びに本大会留意事項及び申し合わせ事項により行う。
 - (2) 町内一周コースに出場するチームの走者は、主催者が用意した赤色のタスキを肩にかける。中継は、20mゾーン内でタスキを受け渡す。
 - (3) 各区間の順位については、第1区は着順とし、第2区以降はタイム順とする。また、同タイムの者が二人以上の場合は、同順位とする。ただし、それ以降の順位については、その人数を繰り下げた順位とする。
 - (4) 第7中継所において、先頭選手が中継後15分を経過した時点で、繰り上げスタートを行う。繰り上げスタートの詳細は別に定める。^{※3}
繰り上げスタートとなったチームは、青色のタスキを使用する。
 - (5) 駅伝区間に次の特定区間を設ける。
 - ・第5区を小学生区間とする。
 - ・第7区、第11区を、女性又は小学生区間とする。(特定区間に出場する選手が確保できない場合は、60歳以上の者に代えて出場することが可能とする。ただし、急な傷病等やむを得ない事由が生じた場合で、当日の実行委員会に認められた場合以外、小学生、女性を補欠にして代行者を出場させることはできない。)
 - ・特定区間に出場する選手が確保できない場合は、一般選手に変えて出場は可とする。ただし、チーム順位はつかないこととし、当該区間での個人記録は参考とし、他の区間の個人記録は反映することとする。
 - (6) 一般区間に小学生や女性が出場することはかまわない。
 - (7) 木下、沢の踏切横断については、踏切の警報が鳴り始めたら競技役員がロープを張って停止を命じるので、ロープを外すまで絶対に横断しないこと。
 - (8) 踏切での足止めで生じたロスタイムは、計時員が記録して区間記録を補正する。
 - (9) 木下国道バイパスの横断は、大多数の選手が通過するまで警察がバイパス側の信号を赤にして、車輛を止めることになっている。大幅に遅れた選手は信号に従って横断することになるので、警察及び競技役員の指示に従うこと。この際生じたロスタイムは(8)と同様とする。
 - (10) 信号機設置箇所の通過については警察の、踏切、危険か所等の通過の際には配置された安協・競技役員の指示に必ず従うこと。
 - (11) 上記の警察や安協、競技役員の指示に従わなかった選手は失格とする。
 - (12) 途中区間において、棄権・反則等で失格となったチームでも、次走者より競技続行を認め、区間賞のみの対象とする。ただし、次走者のスタートは最終走者の中継と同時にスタートし、黄色のタスキをかけることとする。
 - (13) いかなる場合であっても、競技中の選手に伴走してはならない。
- 20 留意事項
- (1) 選手の変更は9月16日(火)まで全区間、全選手可能とする。ただし、変更が可能な選手は9月9日(火)に提出した登録選手に限る。追加登録はできない。大会当日の選手変更は、補欠選手からの繰り入れのみ可能とし、かつ、1チーム4人以内とする。ただし、1チームのみ参加の分館は6人まで認める。

- (2) タスキの色、渡す時期、場所等は次のとおりとする。

タスキの色	該当チーム	タスキを渡す時期、場所等
赤色	町内一周コース出場チーム	第3回実行委員会
青色	短縮コース出場チーム	
		繰り上げスタート該当チーム
黄色	区間途中棄権、反則等での失格チーム	大会当日、当該中継所

- (3) 各中継所の選手点呼の予定時刻、選手集合場所は次のとおりとするので、点呼予定時刻に遅れないよう集合場所に集合すること。

中継所及びスタート	中継所の名称	選手点呼予定時刻		集合場所
スタート	八十二銀行南	8時	30分	八十二銀行西駐車場
第1中継所	南小学校南東	8時	35分	南小学校グランド南付近
第2中継所	番場原第2グランド東	8時	45分	中継所付近の駐車スペース
第3中継所	長岡中部バス停前	8時	50分	中継所付近
第4中継所	南小河内生活改善センター西	8時	55分	中継所付近
第5中継所	北小河内中村集会所西	9時	0分	中継所付近の南側空き地
第6中継所	第1分団沢屯所南	9時	5分	第1分団沢屯所前
第7中継所	大出コミュニティセンター北	9時	10分	大出コミュニティセンター北
第8中継所	下古田公民館南	9時	20分	中継所付近
第9中継所	上古田集会所東	9時	30分	上古田集会所前
第10中継所	富田公民館北	9時	35分	笑栄システム駐車場
第11中継所	中曽根公民館東	9時	40分	中曽根公民館前庭
第12中継所	中原公民館南	9時	45分	中原公民館前庭

- (4) 各中継所の責任者は担当分館役員が行ない、中継所内競技役員の仕事を手伝うことができるよう努めること。
- (5) ゼッケンは町で作成した統一のものを着用すること。
ゼッケンは安全ピンで四隅を固定し、ウェアの前後に付けるものとする。
- (6) 走者は特に指定したコース以外、原則車道左側を走行し、歩道は走らない。
- (7) 選手の送迎・衣類等の運搬については各分館で行うこと。
- (8) 練習時における選手の交通安全及び健康管理等については、細心の注意を払うこと。
- (9) スタート・ゴール及び中継所に救護員を配置するので、選手及び関係者が傷病の場合は救護員に申し出る。ただし、救護員が対応するのは応急処置のみとする。
- (10) 大会当日の事故については公民館総合保険で対応するので、事故があった場合は速やかに大会事務局に申し出る。この場合の補償は、公民館総合保険の補償額内とする。
- (11) 救護車は最後尾に配置する。
- (12) 各チーム(分館)は、必要以上の車を運行(配置)しないこと。
- (13) スタートポジションの抽選は、**第3回実行委員会**の席で行う。抽選は、各分館代表チーム1チームと混成チームを優先抽選し、その後他のチームの抽選を行う。抽選順は登録順とする。
- (14) その他、競技に関することは、審判員・協議役員等の指示に従うこと。

21 申合せ事項

- (1) 練習や試走にあたっては、次の事項を遵守すること。
- ① 他地区・分館での試走は原則として日中のみとすること。
 - ② 夜間試走は可能な限りしないこと。やむを得ない事情により行う場合は、安全対策を充分に行うこと。(小中学生の夜間試走は禁止とする)
 - ③ 夜間練習や夜間試走をする場合は、必ず夜光タスキ(反射板)等を着用すること。
 - ④ 試走の際、伴走は行わないこと。
- (2) 各チーム・分館とも練習期間中及び大会当日の選手慰労は、なるべく自粛すること。
- (3) 役員・選手とも事故防止に万全を期すること。

(4) ゼッケン番号は次の通りとする。新規番号付与は事務局に問い合わせること。

1. 沢A	23. 松島D	42. 八乙女C	61.
2. 大出A	24. 南小河内B	43. 富田B	62.
3. 八乙女A	25. 沢B	44. 長岡D	63.
4. 下古田	26. 沢C	45. 大出C	64.
5. 上古田A	27. 松島E	46. 中原B	65.
6. 富田A	28. 木下C	47. 北小河内D	66.
7. 中原A	29. 長岡C	48. 松島F	67.
8. 中曽根	30. 北小河内B	49. 大出D	68.
9. 松島A	31. 木下D	50. 浜松市庄内A	69.
10. 木下A	32. 大出B	51. 浜松市庄内B	70.
11. 三日町A	33. 上古田B	52. 木下F	71.
12. 福与A	34. 木下E	53. 木下G	72.
13. 長岡A	35. 北小河内C	54. 長岡E	73.
16. 南小河内A	36. 八乙女B	55. 南小河内D	74.
17. 北小河内A	37. 三日町B	56. 上古田・下古田	75.
18. 松島B	38. 沢D	57. 幸田町A	76.
19. 松島C	39. 福与B	58. 幸田町B	77.
20. 木下B	40. 上古田C	59.	78.
22. 長岡B	41. 南小河内C	60.	79.

※ <注意事項>

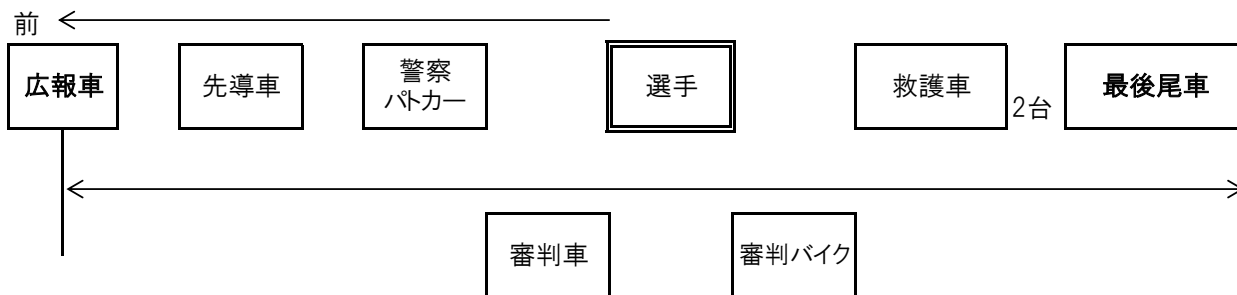
- 交通安全・危険防止のため大会留意事項は必ず守ること。
伝統ある大会を、事故等により中止されることのないよう十分に注意すること。
- 分館役員・監督等が、中継所において選手に指導、連絡等を行う場合は、コース内に入らないこと。また移動等には細心の注意を払うこと。
- 選手の収容等を行う各分館の車輛は、最後尾車の後を走行すること。
- 選手の搬送車輛には許可証を発行するので、車両の見える位置に貼ること。選手を降ろしたら速やかに移動させる。
- 各中継所の位置、休憩施設(着替え・トイレ)、駐車場所等は次のとおり

中継所	中継所等位置	休憩施設	駐車場所	留意点
第1中継所	南小学校南東	南小学校体育館	南小学校駐車場	
第2中継所	番場原第2グラウンド東	グラウンド管理棟 テニスコートトイレ	グラウンド周辺駐車場	
第3中継所	長岡中部バス停前	長岡公民館	長岡公民館駐車場	駐車スペース少ない
第4中継所	南小河内生活改善センター西	南小河内生活改善センター	周辺	駐車できるスペースわずか
第5中継所	北小河内中村集会所西	北小河内中村集会所	セブンイレブン駐車場	
第6中継所	第1分団沢屯所南	げんきセンター	げんきセンター及び沢グラウンド周辺	
第7中継所	大出コミュニティセンター北	大出コミュニティセンター	JA大出支所駐車場	コミュニティセンター北駐車場には駐車しない
第8中継所	下古田公民館南	下古田公民館	下古田公民館周辺	
第9中継所	上古田集会所東	上古田集会所	上古田公民館	集会所は駐車スペース少ない
第10中継所	富田公民館北	富田公民館	富田公民館周辺	
第11中継所	中曽根公民館東	中曽根公民館	中曽根公民館周辺	
第12中継所	中原公民館南	中原公民館	中原公民館周辺	

※中継所の中には駐車場が狭い(ない)ところもあるので、その中継所は競技役員以外の車輛は駐車しないこと。

- 選手の休憩等に使用する休憩施設の内、地区の公民館や集会所は、分館役員においてあらかじめ施設使用許可を得ておくようお願いする。また、当日の鍵の開け閉め等施設管理もお願いする。
- 南小学校体育館、番場原管理棟、げんきセンターは町で対応する。

大会関係車輛の車列は次のとおり。



○ 審判車及び審判バイクは、広報車と最後尾車の間を行き来する。

- 事故防止のため、コース内において広報車(先頭)と最後尾車(最後尾)の間に分館関係や応援の車輛(父兄等)、追走・伴走と思われる單車等を取り入れない。また、交差点内・付近及び中継所付近には、上記車輛は絶対に駐車しない。この旨を分館関係者・出場選手の保護者等に周知徹底すること。